

鳥取県告示第 642 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 7 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字宮市字下寺谷224、大字久連字戸ノ空ノ下モ113、字竹ノ上ノ一320の1、320の2、335、字丸ヶ谷337、字田ノ平上ミ377、字継岩向714の1、大字下蚊屋字背戸ノ谷372の5、372の8（次の図に示す部分に限る。）、372の11、373の2、373の3（次の図に示す部分に限る。）、373の6、374の10、374の11、大字柿原字下屋敷378、380、字宮ノ向698の2、字向貝市755の2、字カエナ貝市1797、1798、1801、1803、1807、1808の1、大字吉原字鷹ノ子755の1、字越堂984、字中比良2024の2、2025の2、2026の2、2038の2、大字洲河崎字上エノ山1048、1049の1、1050の1、1050の10、1050の11、大字武庫字三谷山1837の3、1837の28、字後口谷上ミ平ラ1876の1、1876の2、字家ノ空1878、大字俣野字鉄穴平後口2565の1、2566の1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字久連字戸ノ空ノ下モ113、字竹ノ上ノ一320の1・320の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、335、字丸ヶ谷337、字田ノ平上ミ377（次の図に示す部分に限る。）、大字柿原字下屋敷378、380、字カエナ貝市1797、1798、1801、1803、1807、1808の1、大字洲河崎字上エノ山1048・1050の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1050の10、1050の11、大字武庫字後口谷上ミ平ラ1876の1、1876の2、字家ノ空1878

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、江府町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字俣野字寺山ノ下モ613

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、江府町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び江府

町役場に備え置いて縦覧に供する。)